



昭和39年12月25日印刷  
昭和40年1月1日発行

奈良市民だより  
(第80号)

発行所 奈良市役所  
編集兼発行人 秘書課長 宮武一二三  
印刷所 共同印刷工業株式会社

# コンポスト・プラント (高速堆肥化装置)の建設を急ぐ 文化観光都市の面目を新たにする 近代的じん芥処理

コンポストと言うのは堆肥のことで、今奈良市の南郊石橋町の一角にじん芥を原料として、それを発酵おし、撰別し、堆積し、乾燥して良質の堆肥を作り出す装置を建設いたしております。

近くこの施設が完成いたしますと1日50トンのじん芥を処理いたしますので奈良市のじん芥処理の業務に極めて大きい役割を果たすこととなります。

## 都市生活に避けられない二つの問題

文化的な都市生活には、し尿の汲取りと、じん芥の処理が二つの大きな問題であります。何分華々しい話題ではありませんので、常に世間の裏話になり勝ちであります。しかし都市生活にとっては避けられない大きな関心事であることは否めません。

これらの業務が公共事業としてどこおきに行なわれ、しかも健康的衛生的に処理されてゆくことは何よりも望ましい事です。

今日の日本では、じん芥やし尿が十分行届いた処理がなされないために1年間に2,000億円にもなる損害をおおむつてると学者は申しております。

し尿問題は下水終末処理場の完成により、又市街地下水道幹線の完備と相まって一般市民のご家庭でも一部の地域ですでに容易に水洗便所に改造出来るようになってまいりました。

## じん芥処理につきましては……

文化的生活の発達によりまして奈良市におきましても各家庭から排出されるごみの量は年々増加いたしております。市民の暮らし向きが豊かになるにつれてごみもどんどんふえております。又近郊周辺地域に住宅地が目ざましく開発されまして、人口が増加し、市街地のように住宅の密集した区域が拡がっております。このように増加の一途をたどっておりますじん芥の排出量は現在大体1日80トンであります。市ではこのじん芥の処分を焼却と掘立てによって処理いたしております。

50トンを埋立てにより、30トンを三条通りの高橋焼却場と奈良焼却場に運搬して焼却しております。

じん芥が衛生的に処理できませぬときには、はえや油虫や鼠の温床と

## ごみをすてる時に一寸気をつけて下さい。

みなさんの家のまわりを美しくなさる様に、みなさんの町を美しくしましょう。

- 自分で処分できるごみは自分で片づけましょう。
- 役にたつものはごみにすてないで生かして使いましょう。
- 勝手元のごみはよく水をきってからごみ箱へすてましょう。
- 魚のアラや残飯などはポリ袋に入れ、口をくくってすてましょう。

なって、伝染病をはやせたり、いろいろの障害をひき起します。

さてじん芥の埋立て処分は決して衛生的ではありません。二つの焼却場も奈良市のじん芥の排出総量からみれば甚だ心許ないものであります。

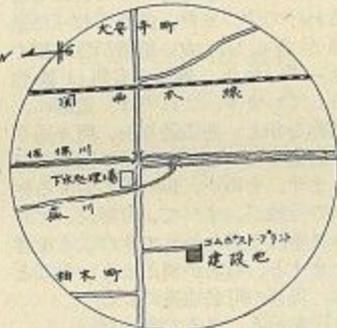
## コンポスト・プラントができましたら……

初めに紹介いたしましたように石橋町に建設中のコンポスト・プラントは今その工事を急いでおりますが完成のあかつきには1日50トンのじん芥を処理することが出来ます。しかも極めて衛生的に処理するばかりでなく、コンポストと呼ばれる良質の堆肥を産出したします。

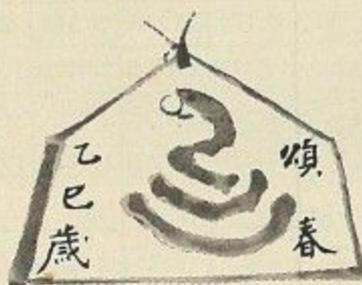
このコンポストは農村へ送られ地方の培養や土壌の改良に役立てられます。しかもコンポストが普通の堆肥よりもすぐれているのは腐植が速やかにきく性質をもっている上に、チッソ、リンサンを含む量が層多い熱成物であるからであります。

コンポスト・プラントがいよいよ近くでき上りまして作業を開始いたしますと従来のようにじん芥を不潔な埋立て処分をしなくてもすむわけです。なお肥料にもならないものや焼却場から出る灰などは矢張り埋立てしなければなりません。

さて奈良市のじん芥処理はコンポスト・プラントの完成によりまして



コンポスト・プラント建設地は大安寺地区の石橋町です。



奈良市長 元旦  
市民の皆様は時代の要求にもとづく歴史の現実を以て心づけ、市民の皆様は温かい御協力御指導を仰ぎつつ、目的にむかって邁進することをお願いいたします。最後、政治は愛情である。誠意はすべてを解決する。との信念を披瀝し、年頭の挨拶といたします。

「世界に広く眼を放ち、教智に導かれて時代の要求にもとづく歴史の現実」をつくりださねばならない。世界の進歩に眼をそそぎ、その現実を素直に把握し、学ぶべきは学び、とるべきはとりつつ、文化観光都市建設にむかってすすみたい。学園を中心とする学校施設、懸案の国鉄駅前も解決して新しい新旧の調和とバランスのとれた都市作りは軌道にのりつつあります。

大きく面目を一新するわけですが、しかし、絶えずやすみなく発展している奈良市の将来を考え、益々向上してゆく市民生活を思いますと、今後どこまでじん芥の排出量が増加してゆくか測り知れないものがあります。

市ではそうした将来の問題を考え合せ、市民の方々のご協力によりましてじん芥処理の万全を期して参りたいと思っております。



## 昭和40年度分の 市県民税の申告につきまして

来る昭和40年度分の市県民税につきまして、その申告の準備をしていただく時期になってまいりましたので、ここに申告についてのご協力をお願いいたしたいと存じます。

この申告は課税の大切な資料でありまして、申告を怠ったり、或は期限におくれたりいたしますと、当然控除されるべき扶養控除やその他の控除が認められず、従って不必要な余分の税金まで納めていただくことにはなりません。

税率につきましては、市政の方針といたしまして、本市の財政のゆるす限度に、できるだけ減税を行ない、京阪神を初め、近郊都市との不均衡がないように現在検討を進めております。

いづれにいたしましても皆様の正しい申告によりまして市県民税関係の業務がとどこおきなく遂行できますようご協力をお願いいたします。

## 申告をしなければ ならない人は……

昭和40年1月1日現在で奈良市に住所のある方で、昭和39年中に金額の多少にかかわらず収入のあった方です。

## 特別徴収の場合

(会社、事業所等に勤務しておられる市民の方々の所得については会社事業所等から申告し、又その市県民税を徴収していただくものです)

△特別徴収義務者の方は  
・既にお届けいたしております

「昭和40年度分給与支払報告書とその他の関係書類」を1月末日までに提出願います。

万一書類があやまって届いておりません時は、早速お送りいたしますから奈良市役所税務第一課へお申し出下さい。

なおこの報告書の提出のない場合は、勤務者の方々はすべて無申告となり、大変ご迷惑がかかりますからご注意ください。

## △給与所得を受けておられる勤務者の方は

特に昭和39年中に奈良市に転入されました方で、本年1月1日現在奈良市に住んでおられます方は、勤務先での住所変更を忘れず、報告書を奈良市に提出するよう念のためご確認願います。

## —普通徴収の場合—

(自分で所得を申告し、市県民税を納付なさるものです)

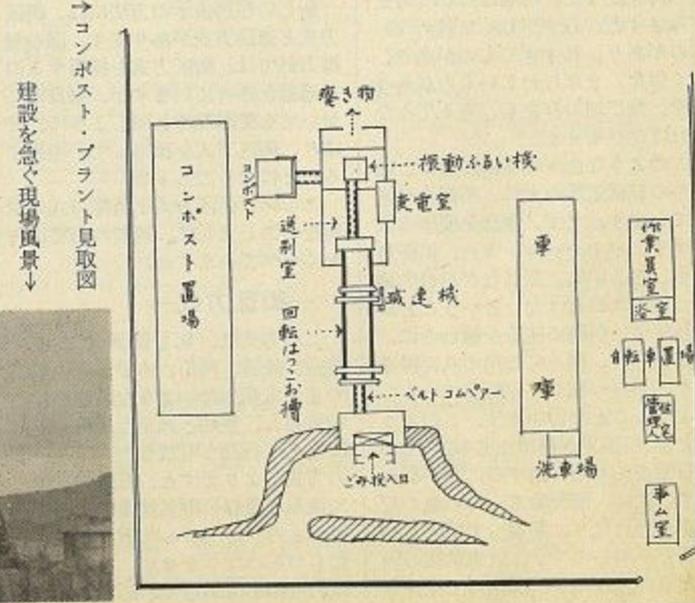
・専ら商業や農業を営む方で、又給与の外に地代、家賃、配当原稿料、退職金等のある方、或はその他給与所得以外の所得のある方は「昭和40年度市県民税申告書」の提出をお願いいたします。

・申告書用紙は2月中旬から2月末日までに直接お届けいたします。万一申告書用紙の届かない方がありました節は市役所税務第一課にご請求下さい。

・申告書提出の期限は3月20日であります。

## 年頭の辞

「戦争によって問題は解決しない」平和な一九六五年の年頭にふとそんな言葉を思い、更に「人生に一つの窓あり、それは笑みである」との言葉とともに皆さんと心から笑みをたたえつつ「おめでとようございませう」と新春を寿ぎたいと存じます。



# 住居表示整備事業について

## なぜこの新住居表示制度が実施されるのでしょうか？

従来の町名地番による住居表示制度というものは、諸種の欠点がありました。この地番というものは、不動産登記法上、土地を特定する為につけられた土地番号で、いはば、財産番号といってもよいものです。財産ですから、売買ができます。ですから、自由に、分筆、合筆などができる為、最初は、整然とつけられてあった地番でも、分筆、合筆などがされると、地番が違っていくということが生じてきます。

つまり、欠番ができました。枝番や飛び番ができました。売買が、一筆の土地単位でなされるならば、このような不都合は生じないのですが、事実上、分筆、合筆などが、非常に多くなるものなのです。

市街地の非常にこまかく割られた地番ヶ所に、大きな事務所が建てられたとします。そして、事務所では、自分の土地が、多数の地番に分かれていては困るので、それらの地番を一筆に合筆したとします。すると、多数の欠番が生じます。次に、地番区域の問題があります。この地番区域というのは、不動産登記法上で、一連の地番がつけられた区域のことをいうのですが、この地番区域が大きすぎると、地番の桁数が、大きくなります。奈良市では、法蓮町などがその例で、何千番という地番が存在しています。また、地番が一定の方法により、順を追ってつけられている場合はよいのですが、右廻りにつけてあったり、左廻りにつけてあったり、いくつも違ったつけかたがしてあるのです。その他、国有地には、多数の無番地があったり、一筆の土地の境界や所在が、とやうて、一見して確認するなどということができません。何故なら、町のどこにも、そんな表示はされていませんし、われわれの家を表札にも、地番などを書いてあるということが、非常に少ないからです。

次に、現在の町割りも、適正な規模をもっていないで、大きすぎたり、小さすぎたりしていることであります。

しかも、町の境界が複雑で、混乱をきわめています。町の境界が、一軒の家の棟であったり、壁であったりしています。つまり、縦横路線式町割りといひまして、もっとも古い型の町割り方式では、背中合わせに、隣りの町の建物とくっついてくるのです。また、町名について考えてみますと、むずかしくて読めないものがあり、長すぎるものがあり、よく似た、まぎらわしいものがあります。飛び地の存在も、考えてみなければなりません。

このような色々な事情の為に、私たちの日常生活の上に、不都合が起っています。まず、緊急を要する救急車や、パトロール・カー、消防自動車、あるいは、医師などが目的地に、なかなか着けないということがあります。医師に往診を頼むのに、電話などで、何々町の角の八百屋さんをどちらへ廻って何軒目ですというようなことを言います。このようなとき、町境界が複雑である為、その八百屋さんを捜し出すのに骨が折れます。次に、郵便物や、その他の配達物が遅れたり、間違っで配達されることが多いのです。就職試験の通知などが遅れたり、間違っで配達さ

## まえがき

昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が施行されました。この法律は、たった12条だけで成っています。しかも、きわめて抽象的な規定しかなくされておりませんが、しかし、この法律の背後にひかえた事業そのものを考えますと、実に、容易ならぬ内容をもった法律であることに気づくのであります。内閣総理大臣の諮問機関である町名地番制度審議会の会長は、「明治維新以来の革命的事業だ」と言っているようですが、たしかに、仕事の内容は複雑で、しかも、多方面にわたっているのです。そしてそれは市民の生活に重大な関係のあることなのであります。奈良市においても、この法律に従って、住居表示整備事業という仕事をこゝ二年余りのうちに仕上げなければなりません。そこで、何故、このような事業をする必要が生じたか、又この事業はどのようにしてゆくのか、などということ、を、あらまし説明することにいたしました。

れては、それこそ一生の問題です。私たちは、人を訪問したり、訪問されたりすることが、非常に多いものですが、特に、市外から訪問を受けた場合、目的地を捜しあてての長い時間がかかるということでは、その人に、大変な迷惑をかけることにも、奈良市の印象を、非常に悪くします。

最近事務合理化の一つとして、各種の帳簿類を一元化し、行政上、事務上の無駄をなくそうということが叫ばれています。これは、非常に有意義なことですが、市民の皆さんが、いろいろな届けなどをされる場合、いくつもの窓口へ行かなくても一つの窓口で、すべての処理ができるなど、よりよいサービスができますし、また、その行政機関自体が、経費の節減などができることになるわけで、好都合であることは、言うまでもありませんけれども、せつかくの計画が、行政町名の多いこと、通称町名の多いこと、実施に困難を生じ、遅延されているわけです。

社会的な面での無駄は、膨大なものです。特に、郵政省、電々公社、電力会社、ガス会社などでは、配達、供給等の業務を、完全にすすむ、独自の立場で、地図や門標を複製してあります。しかも、市民の異動にともない、隔年に改正しなければならぬのです。これらの費用は、住居表示の不完全さから、出費を余儀なくされているのです。まったく無駄なものと言えるでしょう。社会の連帯的な立場から、私たちは、このような実情を、他人事として見逃すわけにはまいりません。国民生活上、市民生活上から考えると、どうしても、ゆるがせにできない問題だと思えます。

以上説明致しましたように、現在行なわれている何々町何々番地という住居表示形式は、市民生活をいとなむ上に、決して、ふさわしいものではないということが、おわかりいただけたと思います。

## 新住居表示の方法とその期限

新しい住居表示の方法には、街区方式と道路方式があります。国の指導方針では、街区方式を採用するのが適当とされていますが、奈良市においても先進都市と同じように、やはり、街区方式を採用して、実施することになるでしょう。

ここで、街区方式と道路方式の説明をいたしまして、両者の利害得失をくらべてみますと、

### 一街区方式一

この方式は、町を区画する際、公道、鉄道、河川、水路、その他いつまでも変らないような施設や地物を利用し、整然と適正な規模を、町に与えて行なう町割り方式です。この方式によりますと、町数が、少くて済み、現存の町名地番による住居表示とのくいちがった感じも、大したものとはなりません。日本のように、道路事情が悪く、都市整備の不

充分な国においては、街区方式の採用が適正なようです。

### 一道路方式一

道路方式は、道路に名称を与え、その道路名を用いて、住居表示を行なう方式です。道路に何々通りという名をつけるわけですが、その為道路名が著しく多くなり、これは町名に直結しているわけですから、町数が多くなりすぎるということにもなるわけです。また、曲りくねった道路が多いし、太い道路が急に細くなっている、舗装の有無は雑然としています。これでは、道路に、名称を与え、ある通りを、何々通りと特定することが、非常に困難となります。その上、わが国における従来の行政が、すべて、町単位、ブロック単位で行なわれてきたことを考えますと、町名が消えるということは、現存の町名地番による住居表示と、まるで違ったものになり、市民に強いくいちがった感じを与えることは、さげられませんが、したがって、道路方式は、欧米のように、道路が、充分整備されているところこそ、その効果が発揮されるもので、今日の日本の実情では、この方式を、住居表示に採用することは、不適当と思われる。

### 一実施の期限一

さてこの住居表示の改正を行なう時期であります。住居表示に関する法律が施行された昭和37年5月現在において、市街地である区域については、昭和42年3月31日までに実施するよう規定されています。奈良市としても、それまでに、事業を完成させなければならぬ義務を負わされているわけでありす。

## 新住居表示制度が実施される区域について

この制度は、市街地にかぎって実施されますので、私たちが常識的に考えて、市街地だと言え区域が対象になるわけですが、具体的には、議会の議決によって、その区域がきまることとなります。

## 新住居表示制度は実際にはどのように行われるのでしょうか？

これからの説明は、仮りに街区方式を採用するもの

として説明いたします

まず、基礎資料を作成しなければなりません。たとえば、現存の町

## 百日咳、ジフテリアの予防接種は

次のとおり行ないます。

### △該当児

- 第一期 昭和38.7.1~39.6.30生れのもの
- 第二期 昭和37.7.1~38.6.30生れのもの(昨年第一期として3回接種した者)
- 第三期 昭和40年度小学校入学予定者
- 第四期 昭和39年度小学校卒業見込者

△料金 第一期(3回分) 130円  
第二期(1回分) 40円

### △接種の日時と場所

| 日     | 時     |       |       | 場 所   |                        |
|-------|-------|-------|-------|-------|------------------------|
|       | 第一期   | 第二期   | 第三期   | 区域    | 場 所                    |
| 1月11日 | 2月1日  | 2月22日 | 1月11日 | 2月1日  | 13.30~15.30 済美 済美小学校   |
| 1月12日 | 2月2日  | 2月23日 | 1月12日 | 2月2日  | 13.30~15.30 大宮 大宮      |
|       |       |       |       |       | 13.30~14.00 精華 精華      |
| 1月13日 | 2月3日  | 2月24日 | 1月13日 | 2月3日  | 14.30~15.30 帯解 帯解      |
|       |       |       |       |       | 13.30~14.30 東市 東市      |
| 1月14日 | 2月4日  | 2月25日 | 1月14日 | 2月4日  | 15.00~16.00 大安寺 大安寺    |
|       |       |       |       |       | 13.30~15.30 佐保 佐保      |
| 1月18日 | 2月8日  | 3月1日  | 1月18日 | 2月8日  | 13.30~15.30 飛鳥 飛鳥      |
|       |       |       |       |       | 13.30~15.30 椿井 椿井      |
| 1月19日 | 2月9日  | 3月2日  | 1月19日 | 2月9日  | 9.30~10.00 東里 旧鳴川校舎    |
|       |       |       |       |       | 10.00~10.30 相和小学校      |
| 1月20日 | 2月10日 | 3月3日  | 1月20日 | 2月10日 | 11.00~11.30 狭川 狭川出張所   |
|       |       |       |       |       | 13.00~13.30 大柳生 大柳生幼稚園 |
| 1月21日 | 2月11日 | 3月4日  | 1月21日 | 2月11日 | 14.00~15.00 大柳生 大柳生小学校 |
|       |       |       |       |       | 13.30~15.30 都跡 都跡      |
| 1月22日 | 2月12日 | 3月5日  | 1月22日 | 2月12日 | 13.30~15.30 平城 平城      |
|       |       |       |       |       | 10.00~11.00 田原 田原      |
| 1月25日 | 2月15日 | 3月8日  | 1月25日 | 2月15日 | 11.30~12.00 水間 水間      |
|       |       |       |       |       | 13.30~14.00 丹生 丹生      |
| 1月22日 | 2月12日 | 3日5日  | 1月22日 | 2月12日 | 14.30~15.00 柳生 邑地      |
|       |       |       |       |       | 15.30~16.00 柳生 柳生      |
| 1月25日 | 2月15日 | 3月8日  | 1月25日 | 2月15日 | 13.30~14.30 明治 明治      |
|       |       |       |       |       | 15.00~15.30 辰市 辰市      |
| 1月22日 | 2月12日 | 3日5日  | 1月22日 | 2月12日 | 13.30~15.30 富雄北 富雄北    |
|       |       |       |       |       | 14.00~15.00 富雄南 富雄南    |
| 1月25日 | 2月15日 | 3月8日  | 1月25日 | 2月15日 | 13.30~15.30 伏見 伏見      |
|       |       |       |       |       | 13.30~15.30 伏見 あやめ池公民館 |

区域図、公道私道の分類図、地籍図、通学区域図などを作るのです。これらの資料は、現状をしっかりとつかんでおく為に、絶対必要なものであり、町割りをする際、重要な参考資料となります。

次に、住居表示整備実施要綱を作成いたします。この要綱は、住居表示整備事業の進め方を定めたもので、今後すべて、この要綱に基づいて、事業を進めてゆくわけですから、非常に重要なものであります。さて、基礎資料や実施要綱ができ

(次頁につづく)

第三期(1回分) 10円  
第四期(1回分) 10円  
但し生活保護家庭では担当民生委員の証明書を提出すると料金は免除されます。

なお市立の小学校、幼稚園等に通っておられますお子達につきましてはそれぞれの学校、園で取りまとめて接種を行ないます。該当児にはそれぞれ接種の通知を事前にお届けいたします。

この予防接種についてのお問合せは市衛生課(電話⑩1111番)へご連絡下さい。

(前頁から続く)
ますと、これらを参考にして、新しい町割りを行ないます。

町割りは、公道、その他恒久的な施設、地物を利用して行なうのですが、このようにしてゆきますと、現在のような、ややこしい町境界はなくなり、すっきりした町区分ができます。町の規模は、一ヶ町平均66,000平方メートル(約20,000坪)程度になります。

町割りが終わったら、町名を定めます。町名は、歴史上、由緒のあるもの、親しみ深いもの、嘉名のもの、語調のよいものなどを採用するようになるでしょう。難解なもの、長すぎるもの、まぎらわしいもの、当用漢字にないものなどは、避けなければなりません。

こうして、町割り、町名がましまると、これらの原案を住居表示審議会にはかります。この住居表示審議会という機関は、新しい住居表示制度が、あくまで市民の皆さんのものであり、市民の皆さんが、利用しなければ、なんの意味もたないというところから設置される機関です。つまり、国や、その他の行政機関が、この制度をいくら推奨してみたとしても、肝心の市民の皆さんが、この制度を基礎にした生活をいとまかないかぎり、新住居表示制度が生きてこないし、その効果が望めません。そこでどうしても、市民参加ということが必要になってくるわけでありまして、良識ある市民代表者の参加によって構成する住居表示審議会が作られることになるわけですね。

この制度の完全な実施を進めてゆく上には、いろいろな問題が起きてくるでしょう。町名の変更にとまらぬ感情的・利害的な問題などが、からんでこないとは言いきれません。祖先から受けつぎ、長い間なじみ親しんできた町名が変わるので、無理もないことでは、このほか、種々の問題が起きてくると思われ、住居表示審議会は、これらのむずかしい問題について、市民の意見をきいたり、実情を調査したりして、新しい住居表示制度を実施しようとする側、両者の立場を適正に調整し、新制度の実施をスムーズなものにするよう、市長に答申を行なう機関なのです。それでこの委員会の委員としては、関係官公署の長、市会議員、自治会関係者、学識経験者、公益企業代表者などの方々により、市長が委嘱することになります。この審議会の審議を経て、次には、街区割りを行ないます。この街区も、町割りの場合と同じように、公道、その他恒久的な施設、地物を利用して割ってゆきます。

一街区の規模は、約3,300平方メートル(約1,000坪)前後から、約6,600平方メートル(約2,000坪)前後になります。ですから、一ヶ町を約66,000平方メートル(約20,000坪)とし、それを約6,600平方メートル(約2,000坪)で割れば、一ヶ町に十区の街区ができるということになります。そして、この街区に、街区番号をつけます。

ところで、今までに説明いたしましたことを整理してみますと、
① 基礎資料を作成する。
② 住居表示整備実施要綱を作る。
③ 適当な広さで町割りをする。
④ 町名をきめる。
⑤ 町を適正な規模で、街区割りする。
以上のようなことになるわけですね。

これらの次には、街区に一定の方法で、10メートルから20メートルの間隔で、番号をつけてゆきます。そして、その街区をひと廻りします。この番号を基礎番号といい、ある建物の入り口が、3という基礎番号の間隔に面していれば、その3という基礎番号が、この建物の住居番号になります。

住居番号がましまれば、新制度による住居表示の様式はそつたことになり、すなわち次のようになります。

奈良市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
(町名) (街区番号) (住居番号)

略して書きます場合は
奈良市〇〇町〇丁目〇〇

以上でおわかりと思いますが、町名、街区番号、住居番号が一体となって、住居を表示するわけですね。
次に、街区の角に町名と街区番号を書いた街区表示板をとりつけ、また、各建物に、街区番号と住居番号を書いた住居表示板をとりつけます。これらのものはみな、無料で市がとりつけます。こうして住居表示が、一目でわかることになるのです。

一定の方法で、10メートルから20メートルの間隔で、番号をつけてゆきます。

そして、その街区をひと廻りします。この番号を基礎番号といい、ある建物の入り口が、3という基礎番号の間隔に面していれば、その3という基礎番号が、この建物の住居番号になります。

住居番号がましまれば、新制度による住居表示の様式はそつたことになり、すなわち次のようになります。

奈良市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
(町名) (街区番号) (住居番号)

略して書きます場合は
奈良市〇〇町〇丁目〇〇

以上でおわかりと思いますが、町名、街区番号、住居番号が一体となって、住居を表示するわけですね。
次に、街区の角に町名と街区番号を書いた街区表示板をとりつけ、また、各建物に、街区番号と住居番号を書いた住居表示板をとりつけます。これらのものはみな、無料で市がとりつけます。こうして住居表示が、一目でわかることになるのです。

新住居表示制度が実施されたら、市民はどのような義務を負うのでしょうか

この新制度が実施された後は、国家機関、その他、地方公共団体はもちろん、市民のみならず必ず定められた住居表示を用いなければならない義務を負わされています。日常生活の上で使用する各種の文書に住所を記載する場合、市役所や県庁、

その他行政機関に提出する届けや申請に住所を記載する場合、契約などの法律行為をする場合、その他、名刺に住所を記載する場合などであり、また、行政機関に対しては、さらに強い義務を負わされています。その中でも最も重大なことは、公簿の書き換えです。住民票や印鑑証明などは、新制度が施行された日から、ただちに交付しなければならぬことが多いからです。

新住居表示制度の実施については、関係行政機関はもちろん市民の協力が是非必要です

住居表示整備事業を実施するのは市町村に限られています。しかし、この実施にとまらぬ、関係行政機関や市民に望まれている協力援助は大きなものがあります。つまりこの事業を成功させ、新しい制度をうまくスタートさせるのは、市民、事業施行者、関係行政機関などが一体となり、協力を重ねてこそ、はじめてできることでもあります。

市民の皆さんに深いご理解とご協力を今からお願い致します。

新住居表示制度実施後、家屋の新築などがあった場合はどうなるのでしょうか

新築はもちろん、増築、改築、その他の行為があったときは、市条例の定めにしたがって、届け出が必要になります。この届け出によって、新しく住居番号をつけたり、変更した

りするとともに、住居表示台帳の整理をする際の資料とします。

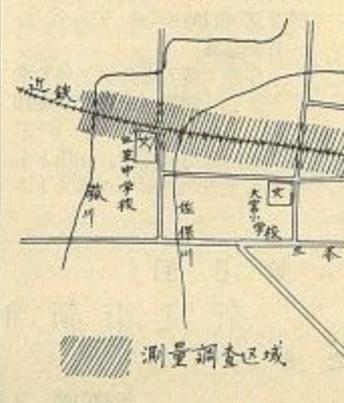
実施区域外の市街地について

実施区域は、さきに説明しましたように、議会の議決によってましますますが、その際、区域からはざされたところは、将来市街地としての規模が、少なくとも1平方キロメートル(約300,000坪)程度に発展したとき、実施することになるでしょう。

登大路一北之庄線街路改良工事に伴う近鉄併用軌道の移設にかかる調査を行なっています

ただ今、下図の区域の測量調査を行なっておりますが、これは登大路一北之庄線(県道)改良工事に伴う近鉄奈良駅乗入れの併用軌道を移設することについて調査するものであります。調査区域には民家、民有地が含まれておりますので、測量調査の実施に当りましては、居住者はじめ土地所有者の方々におかれましてはよろしくご協力のほどお願いいたします。

なおこの調査に従事いたします作業員は奈良県又は奈良市の腕章をつけておる者で、調査は2月末日までに終了する予定であります。



規模が、少なくとも1平方キロメートル(約300,000坪)程度に発展したとき、実施することになるでしょう。

従来の地番はどうなるか

従来の地番は、本来の目的である土地番号として、土地の売買のときにのみ使用されることとなります。



参加者募集

正しいスキーの技術を身につけて冬季スポーツを楽しんでいただくために、主として初心者を対象としてこのスキー教室を開きます。

2月9日(火) 10日(水) 1泊2日
滋賀県今津町 箱館山スキー場

- 主催 奈良市教育委員会 奈良市体育協会
参加人員 90名(申込み順に定員に達したときは締切りです)
申込み 1月30日までに会費(1,800円)を添えて氏名、職業、年齢、住所、経験の有無、連絡先(電話番号)を明示して次に申し込んで下さい。
なお、スキー、靴を借りる方はその旨申し出て下さい。
△会費内訳
バス代(往復) 850円
宿泊代(民宿2食付) 650円
ロープウェイ代(2往復 団体扱い) 300円
△申込み先
奈良市教育委員会社会教育課(市内紀寺町、高畑バス停下車すぐ) 電話⑦7039番
△携行品
スキー用具・洗面具等
△参加上の注意
(イ) 経費を節約するために服装はできるだけ手持のものを活用すること。(ナイロン・サージ系統がよい。)
(ロ) 防寒の準備を充分にすること。なお、ぬれることが予想されるので、着替を用意すること。
(ハ) 危険のないように講師・係員の指示に従い、団体で行動すること。
△備考
(イ) 参加者を初・中・上級又は班別(1班を10~15名)とし、それぞれ専門講師を配置する。
(ロ) 貸スキー、靴は教育委員会において次の価格であつ旋するが出来るだけ各自準備されたい。貸スキー2日500円 貸靴2日100円
(ハ) 第1日・第2日の昼食は、各自用意されたい。(ヒュッテ等でも販売されている。)

ホイル・トラクターの利用について

耕地を深くたがやし、土壌を改良することを目的として、奈良市ではこのホイル・トラクターを備えつけ希望する農家に利用していただいております。希望者は次の要領によりお申込み下さい。

- △作業の区別
1. 深耕
2. 砕土
3. 畦立
4. その他農地改良事業
△申込み
1. 利用申込書(市農林課、各農業協同組合で渡します)に記入して農業協同組合へ提出して下さい。
希望する前月に提出し、実施希望面積は部落単位の一団地50アール以上を原則といたします。
実施はその2週間以前に通知します。
△料金
事業の完了と同時に農業協同組合を通じて次の料金を納めていただきます。
・プラウ(耕起)のみ(10アール当り)1,700円
・プラウとハロー(細土) 2,200円
・プラウとローターベーター(細

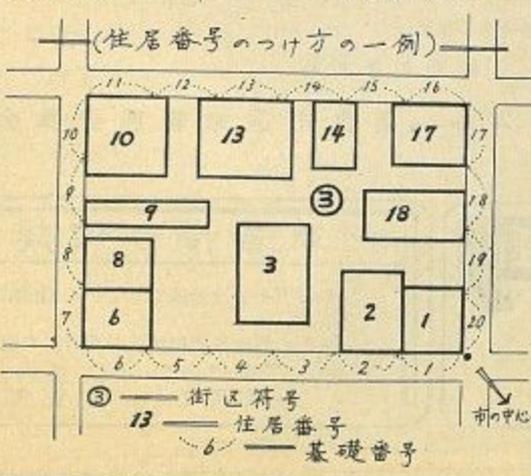
- 土耕) 2,500円
・ローターベーターのみ 2,200円
・畦立(プラウによる) 200円
・開拓地(ブルドーザ整地跡) 3,500円
・特別の作業についてはその都度定めます。

水道管の凍結を防ぎましょう

いよいよきびしい寒さがおそってまいりますが、次のことを実行して水道管の凍結を防いで下さい。
△屋外にある水道管、給水栓に"わら"や"マット"をまいて凍結を防ぎ、管の破裂をなくしましょう。
△凍結して水が止まったら、布でまいて、ぬるま湯をかけましょう。熱湯をじかにかけると反って破裂の危険があります。
△水道が故障のときは、ご町内の漏水防止協力者の方から器具を借りて、止水栓を止めてから水道局へ知らして下さい。

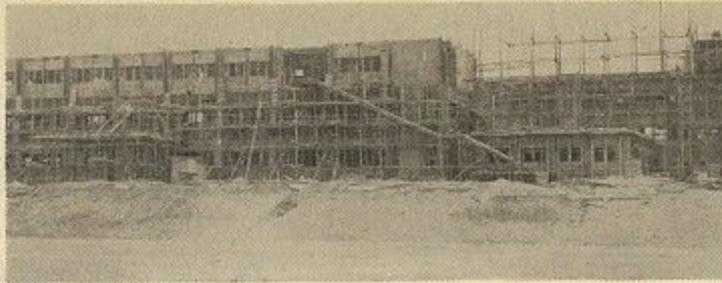
- 一連絡先
・水道局 電話⑦7081番
・西大寺ポンプ場 電話⑥4690番
・西部営業所(学園北三丁目) 電話⑥0444番
④4471番

新しい年を迎えて
国の将来に繁栄を! 君の前途に輝きを!
2等陸海空士 自衛官採用中
随時志望者の受け付けをいたしております。
問合せは 奈良市役所市民課自治振興係
又は 自衛隊奈良地方連絡部(奈良市高畑町)



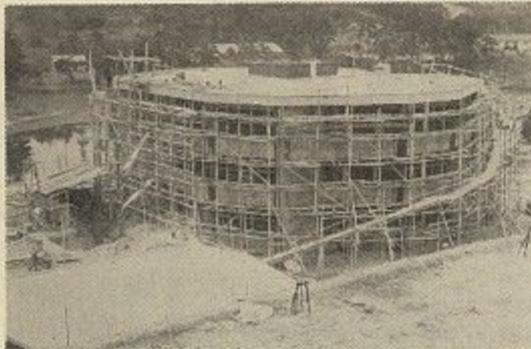
●鶴舞小学校

鉄筋コンクリート造三階建  
普通教室 12  
特別教室 6  
管理諸室 12  
給食室



新学年を目ざして

鶴舞、あやめ池の新設2小学校



目ざましく発展している奈良市西郊の住宅地に2つの新設小学校の建築工事が進められています。この二つの小学校の概要は次のようで、いずれも幼稚園を併設することになっております。

●あやめ池小学校(蜂の巣型校舎)

鉄筋コンクリート造三階建  
普通教室 18  
給食室

今春小学校に入学されるお子達をおもちの方々に

本年4月新しく小学校に入学される就学児童は次のお子達であります。昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた、奈良市に住んでいる者で、これらの就学児童につきましては入学予定の小学校におきまして近く身体検査を行ないます。

検査はそれぞれの小学校によりまして多少先後いたしますが、1月5日から2月中旬迄の間に行ないます。つきましては去る12月1日現在の奈良市住民票原本によりまして調査いたしました該当児童にはそれぞれ検査の通知書を小学校からお届けいたします。

なお12月2日以後に市内で転宅し、又は他所から市内へ転入してこれれましたご家庭や、調査にもれて通知書の届かない該当児童をおもちの方は奈良市教育委員会学校教育課へご連絡下さるようお願いいたします。

奈良市教育委員会 学校教育課

奈良市紀寺町826  
(市内循環バス高畑停留所下車すぐ) 電話②7972番

昭和40年

奈良市成人式

昭和40年中に満20才になり、成人となられます青年男女は奈良市内で2,000名余りおられます。

これらの人達が成人としての自覚をもって社会の一員として立派にその役割を尽されるよう、幸多い前途を祝福して次のとおり奈良市成人式を挙行いたします。

とき 1月15日(成人の日)  
午前10時~11時40分

ところ 市立一条高等学校講堂

順序

第1部(10時から)

式典  
第2部(11時から)  
音楽鑑賞  
序曲「詩人と農夫」他数曲  
演奏 奈良吹奏楽団  
X X X X  
当日ご出席の方は洋服、和服ともにつとめて平服を着用して来て下さい。

この成人式に参加していただく方は昭和20年1月1日から同年12月31日までの間に生れた方(本年中に満20才になる)で、1月6日から10日頃までの間にそれぞれ案内状をお届けします。

なお転居その他の事情によって該当者で案内状の届かない方は当日式場受付にお申出で、参加して下さい。

第6回

奈良市新年子ども大会

とき 1月17日(日)

午前の部 9時00分~11時30分

午後の部 1時30分~4時00分

ところ 奈良市庁舎別館大ホール

主催 奈良市教育委員会

後援 奈良市子ども会連盟 奈良県児童連盟奈良支部

この新年子ども大会は4年生以上の小学生を対象に新しい年を迎えてお互にお祝いすることにも、今年もよく手をつなぎ合つて、元氣な顔かなよい子になりましようと呼びかけて開きます

歌のおけいこ、楽しい童話や劇をいたします

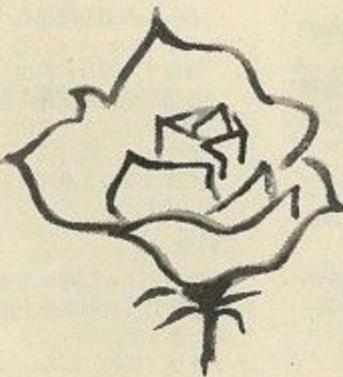
入場したい人は学校で整理券をもらつて来て下さい

新有権者に贈ることば

成人式を迎えられる皆さんに心からお祝いを申し上げます。皆さんは本年中に誕生日がまいりますと満20才に達せられ、法律上一人前の人格者として完全な行為能力をもたれます。殊に何よりも意義のあることは名実ともに社会の一員として日本の政治に参加することのできる選挙権を得られるのであります。

ご承知のように我が国は、日本国憲法によって主権が国民にあることを宣言し、民主主義に基づいて政治を行なっております。もちろん国民全部が直接政治に参加することは実際上できませんので、代表を選んで政治を行なうのであります。この代表を選ぶのが選挙であります。

したがって国民のほとんどは選挙を通じて政治にその意志を反映することになります。選挙



昭和39年工業統計調査を行ないます

通産省では毎年12月31日現在で工業統計調査を行なっております。この調査は全国の製造業に関するすべての事業所を対象として行なわれ、その結果は「工業統計表」として公表されます。

中小企業対策、地域経済開発等の通商産業行政の施策のための基礎資料として、又国や地方公共団体の諸施策を初め、民間企業の経営や実務上の参考資料としても、或は学者、有識者の研究資料としても広く利用されております。

奈良市におきましては約600の製造事業所について1月中旬この調査を実施いたします。

調査にあたっては知事の任命した調査員が個々の工場事業所を訪問して直接調査票の記入をお願いすることになっております。

なお皆さんの提出されました調査票は厳重に保管され、記入された内容の秘密は厳に法律によって保護されています。又この調査の結果は徴税その他申告者の利害に関する目的には使用されるようなことは絶対にありませんので、調査員が参りました節はこの調査が立派な成果を収め得られますよう、正確にご報告下さるようご協力、お願いいたします。

奈良市ではこの調査の実施を文書課統計係で担当いたしております。

奈良市の人口

(昭和39年12月1日現在)  
世帯数 39,299  
人口 152,871  
(男 74,007 女 78,864)

身体障害者の職業更生のために訓練生を募集中です

現在身体障害者が職業更生するために設けられてある最も完備した訓練所は東京と大阪に2箇所あります。

大阪身体障害者職業訓練所は堺市旭ヶ丘中町にあります。

通つて訓練を受ける者には月額1,000円、住込んで受ける者には月額2,000円の技能修得手当が支給されます。募集の要領は下表のとおりであります。成るべく早く申込んで下さい。詳細については奈良市社会福祉事務所へお問合せ下さい。

募集職種、募集人員、訓練期間、応募資格

| 職種    | 性別 | 募集人員 | 訓練期間 | 授業時間  | 応募資格             |                    |
|-------|----|------|------|-------|------------------|--------------------|
|       |    |      |      |       | 学歴               | 障害程度               |
| ミシン修理 | 男  | 13   | 1か年  | 午前9時  | 義務教育修了以上         | 下肢切断又は機能障害で体力のあるもの |
| 時計修理  | 男女 | 10   | 1か年  | より午後  | 〃                | 下肢切断又は機能障害         |
| 洋服    | 男女 | 20   | 1か年  | 4時30分 | 〃                | 下肢切断及び機能障害又は上肢機能障害 |
| 洋裁    | 女  | 14   | 1か年  | まで    | 〃                | 〃                  |
| 機械製図  | 男女 | 4    | 1か年  | 但し土曜  | (成るべく高卒)義務教育修了以上 | 〃                  |
| 謄写印刷  | 男女 | 14   | 1か年  | 日は午前  | 〃                | 〃                  |
| 義肢装具  | 男  | 4    | 1か年  | 中     | 〃                | 下肢切断又は機能障害で体力のあるもの |
| 印章彫刻  | 男女 | 16   | 1か年  |       | 〃                | 下肢又は上肢切断及び機能障害     |
| 意匠図案  | 男女 | 10   | 1か年  |       | 〃                | 〃                  |
| 計     |    | 105  |      |       |                  |                    |

は政治の主体である国民が、自から政治に参加する一つの大切な機会であります。

政治は国民の日常生活と密接な関係があり、国民の生活を大きく左右する力をもっています。

国民の意志が正しく政治に反映されるかどうかは国民が選挙においてどのように行動するかということにかかっています。ところが今日の選挙界では、金権、情実などに左右されて投票の自主性を失う人が少なくないといわれております。

立派な選挙を行なうには……国民一人一人が政治や選挙に関心をもち、理解を深め、政治についての教養を養い、主権者としての自覚に基づいて自分の正しい判断によって立派な代表者を選ぶほかはありません。

どうか皆さんは、国民の模範として、平素から豊かな政治常識と高い選挙道義を身につけられ、清純な気持をもって新しく得られました国民としての権利を立派に行使され、よりよい政治が行なわれますよう、成人の日を迎えられますことを祝福し、お願いする次第であります。

昭和40年新春

奈良市選挙管理委員会

よろず心配ごとの相談は

家庭のもめごと、生活相談、身上相談  
……何でもご相談にお願ひ下さい。  
毎週月曜から金曜まで 午前9時~午後4時  
奈良市中心配ごと相談所  
市西本庄八軒町(八軒町バス停前)

市民相談日は毎月旺に

みなさんの生活につながる市政の各方面におたつて、何なりとご相談に応じています。  
相談にお越しの方は 市役所正面玄関受付へ申出て下さい。  
(秘書課広報係)

行政苦情の相談には

国や役所や公社公庫のしている仕事についての苦情相談は  
下記の行政苦情相談協力委員に申出て下さい  
・下御門町21 白井 明  
・中院町8 信貴 順治